

※本資料は、10月8日に町田市南市民センター内ホールで開催した事業説明会で配布した資料です。

境川金森調節池について

平成29年10月8日(日)

東京都建設局河川部
東京都南多摩東部建設事務所

<問い合わせ先>

○調節池の計画等に関すること

東京都建設局河川部計画課

TEL 03-5320-5415

○調節池の工事等に関すること

東京都南多摩東部建設事務所工事課

TEL 042-720-8676

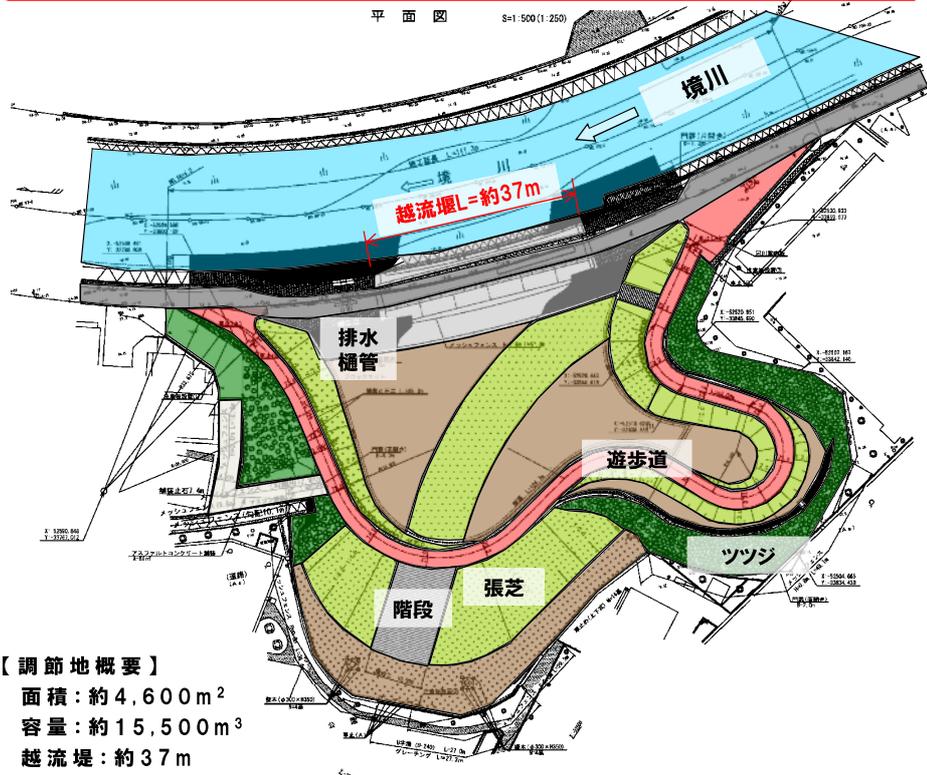
<ホームページ>

これまでの説明会資料などは、東京都南多摩東部建設事務所ホームページに掲載しています。

(URL: <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/nantou/kouji/kasen-seibi.html>)

1-1. 当面の治水対策について(鶴金橋上流遊水地の改造)

H28-29年度 洪水に有効な改造(越流堰構造)を検討
 H30年度 改造工事に着手予定
 ※今後、検討内容を周辺住民の皆様説明予定



鶴金橋上流遊水地の全景



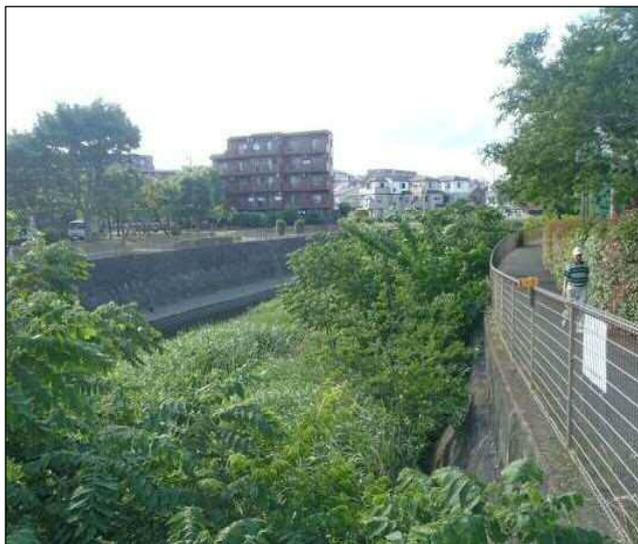
公園側から越流堰方向を望む



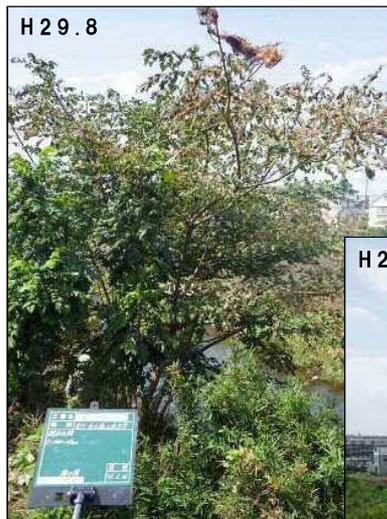
平成28年8月22日台風9号出水時の様子

1-2. 当面の治水対策について(河道整正)

洪水の流下に支障となる河道内の樹木及び土砂堆積に対応中
 ※現地調査を踏まえ、河川環境の影響等を勘案した対策を図っている



現在の河道内樹木の繁茂状況
 (西田スポーツ広場前; 金山橋上流)



伐採前(左)

伐採後(右)



2. 境川の現況

<東京都管理区間(中流)>

- ・時間50ミリ対応の護岸は都県境のみ未整備(整備率98%)
- ・県下流部への流量を調整するため、一部で盛土を設置

鶴瀬橋上流(未整備)



鶴間一号橋付近



<神奈川県管理区間(下流)>

- ・ネック区間等があり、時間30ミリ対応の能力しか有していない
- ・護岸や遊水地の整備を進めているが、時間50ミリ対応には概ね30年を要する見込み

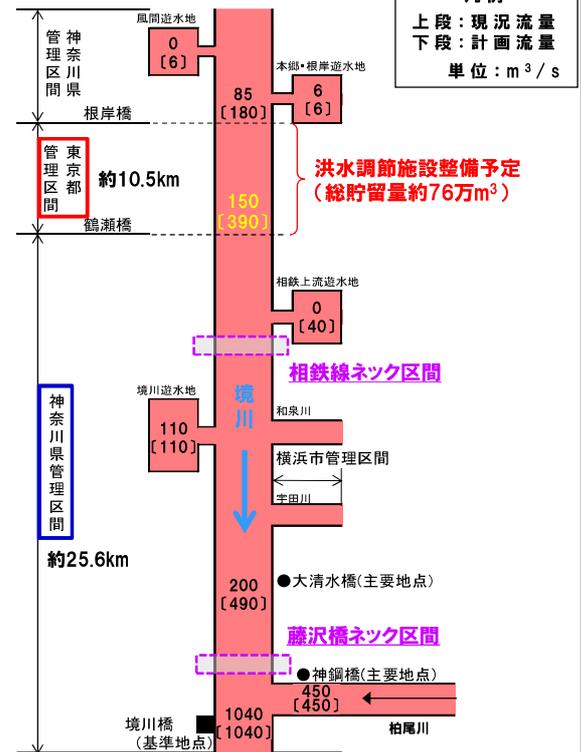
相鉄線ネック区間



藤沢橋ネック区間



○ 現況流下能力図



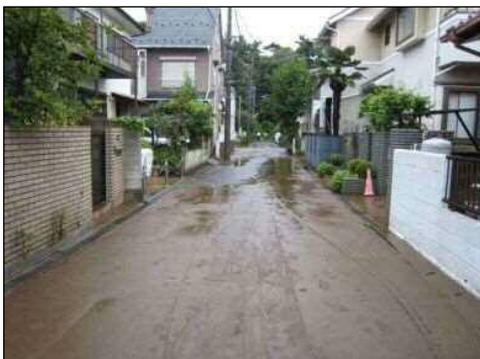
河道は下流の県管理区間の流下能力と整合を図る必要があり、都区間も時間30ミリ程度の状態が長期間に及ぶ見込み

3. 水害及び出水時の発生状況

平成20年8月末豪雨
 < 森野橋上流 >



< 上鶴間橋下流 >



平成28年8月 台風9号
 < 島橋上流 >



< 鶴間小学校前 >

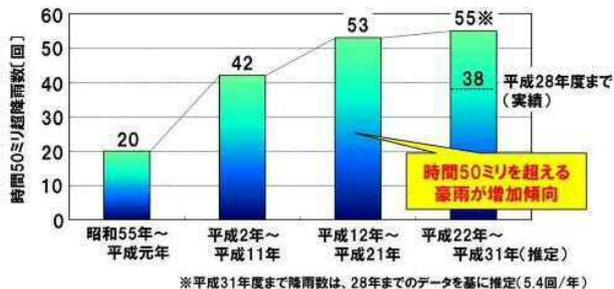


平成20年8月末豪雨では溢水、平成28年台風9号では護岸天端まで水位が上昇

4. 都の整備方針と河川整備計画

○都の整備方針

- 近年増加傾向にある、時間50ミリ降雨を超える台風や雷雨性の局地的集中豪雨への対応



時間50ミリから65ミリにレベルアップ

- 調節池は公共用地等を活用して効率的に整備
- 下流の整備状況により、時間50ミリの河道能力がない場合でも調節池を先行整備し、安全性を早期に向上
- 近年、各所で発生している局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても効果を発揮

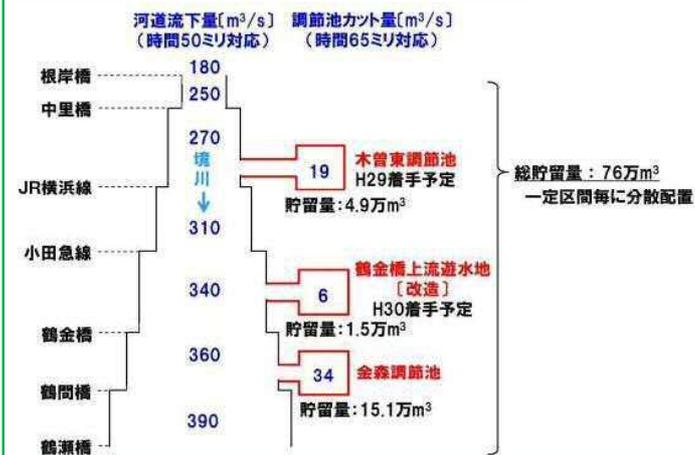
※東京都豪雨対策基本方針(H26.6改定)、中小河川における都の整備方針(H24.11策定)に基づく

○河川整備計画

- 整備期間: 概ね30年間
- 整備目標: 流域対策と合わせて時間65ミリ降雨に対応(都管理区間)
- 整備内容: 河道
調節池(総量約76万 m^3)



～河道と調節池(当面整備のみ)の流量分担～

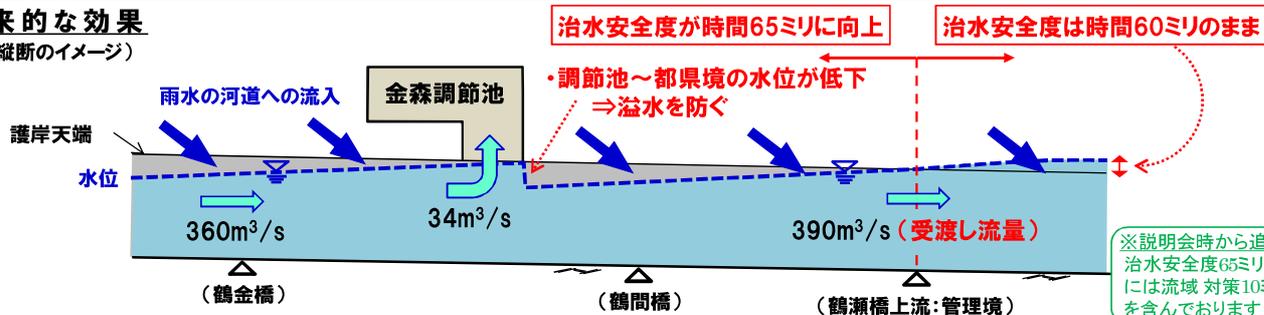


調節池整備により、治水安全度を早期に向上

5. 金森調節池の効果

○将来的な効果

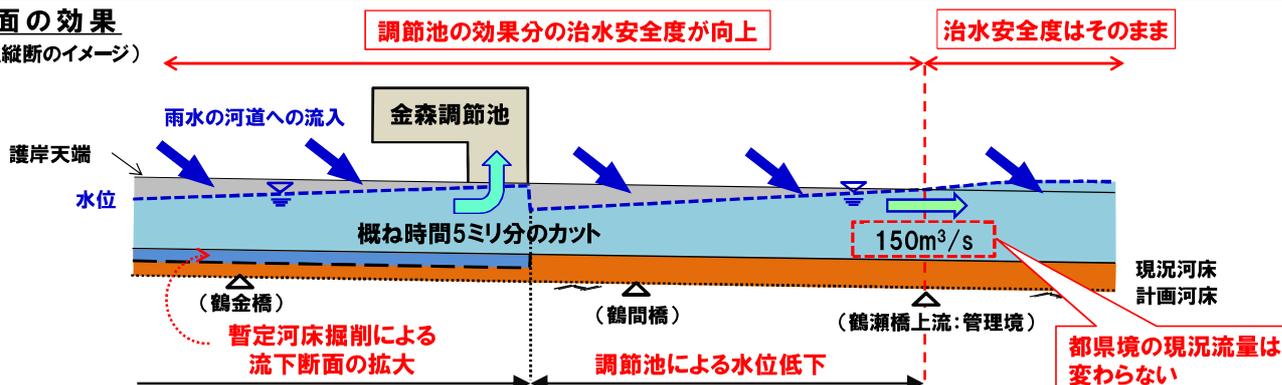
(水位縦断のイメージ)



- 調節池の効果は都県境まで
- 時間65ミリ降雨時は、都管理区間の溢水を防ぐ効果があるが、下流県管理区間は溢水の危険性がある ⇒ 県管理区間のための調節池ではない

○当面の効果

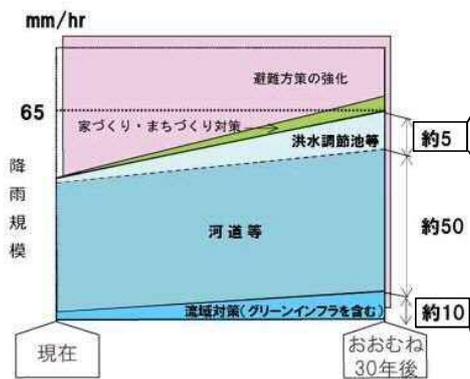
(水位縦断のイメージ)



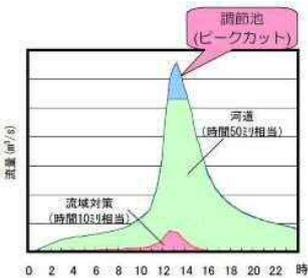
県管理区間の整備が完了しない段階でも、都区間の治水安全度向上が可能

6. 洪水調節池と流域対策（グリーンインフラを含む）

○各対策の役割分担イメージ図



・流量の時間的変化(イメージ)



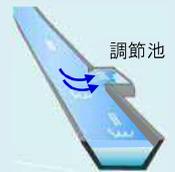
○洪水調節池

【目的】

洪水を川から直接取り込み、水位を下げる

【特性】

- ・下流部の安全性を確保した上で、上流部の断面拡大が可能
- ・洪水調節に特化した機能
- ・治水効果を早期かつ確実に発現
- ・河川管理者により計画的に施設を設置し、適切な維持管理により安全かつ継続的に機能を確保



神田川取水施設への流入状況

○流域対策(グリーンインフラを含む)

【目的】

雨水を流域で貯留・浸透させ、川や下水道への流出を緩和

【特性】

- ・流域の保水・遊水機能を確保
- ・地下水涵養、雨水の有効活用などの多様な機能
- ・治水効果の発現に時間を要する
- ・民間が実施する対策について、計画的に進めること及び設置後の管理状況の把握が困難



雨水タンク



防災調整池(境川流域)



浸透トレンチ



浸透ます

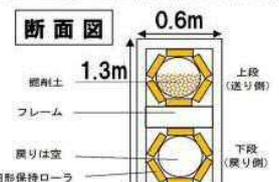
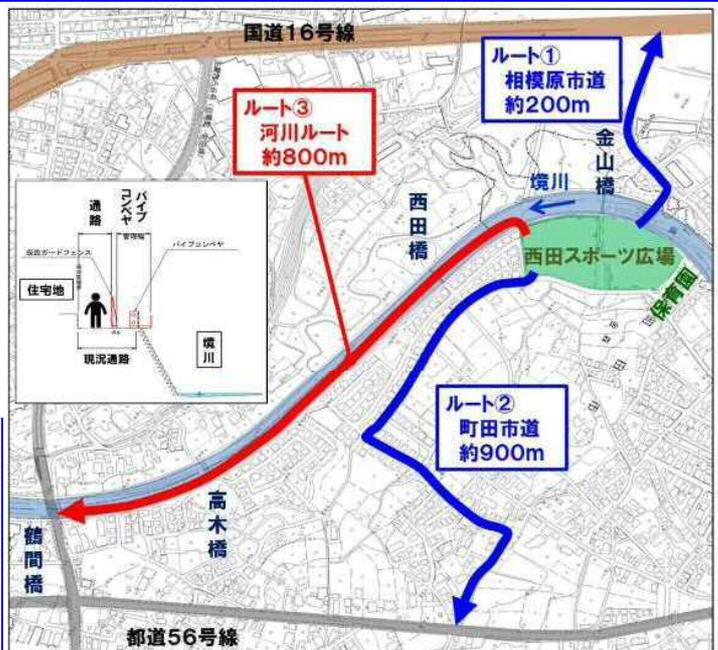
- ・グリーンインフラは、流域全体において市民参加により取り組む治水や環境の対策
- ・洪水への対応は、双方の特性を踏まえた適切な役割分担の基、実施する必要がある

7. パイプコンベヤの採用について

- 一部に通学路があるなど子供たちや高齢者が、交通事故に合うのではと不安・・・
- 長期間、大型車両の通行による騒音・振動により、平穏な日常生活が育かされるのでは・・・
- 大型車両が頻繁に通行することで、自分の家が影響を受けるのでは・・・

土砂搬出方法をパイプコンベヤに変更

工期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
準備工事 (道路補修・支障物移設)	■							
本體工事	調節池 (仮設・本體工)	■	■	■	■	■	■	■
	越流堤						■	■
管理棟設置工事							■	■
機械設備工事 電気設備工事							■	■
主な工事車両 運行予定 (市道①、②ルート)	10tダンプトラック 約25台/日						10tダンプトラック 約10台/日	
	セメント運搬車 約5台/日						コンクリートミキサー車 約5台/日	
(河川③ルート)	パイプコンベヤの製作・設置 → パイプコンベヤによる土砂搬出 (河川③ルートの利用)							



パイプコンベヤの採用によりダンプトラックの通行が大幅に減少

8. スポーツ広場の代替機能について

○防災訓練やお祭りなどの一時的な利用

- ・近隣の小中学校のグラウンド(目的外使用での申し込み)
 - ・鶴金橋上流遊水地
- など、近隣の敷地の活用について、検討及び調整中

○スポーツ利用

- ・小中学校の学校開放制度の利用
 - ・大学及び企業のグラウンド
- など、少し範囲を広げて検討及び調整中

西田スポーツ広場
管理運営委員会に
別途説明を予定

町田市と協力し、対応してまいります

9. 今後の方針とスケジュール

○今後の方針

境川の安全性の早期向上に向け、調節池は必要不可欠

⇒ 目標年次である平成36年度の取水に向け、本体工事等の契約を進める。

※「大規模プロジェクトなどの進捗状況」にて平成36年度の整備完了を目指す公表

○今後のスケジュール

	平成29年			平成30年				
	10	11	12	1	2	3	4	5~
準備工事	公告・公表		契約 工事説明会					
本体工事	第6回事業説明会 公告・公表					契約		工事説明会
その他		現場見学会						

○工事連絡協議会(仮称)(案)

※詳細については、今後各関係者と調整の上決定

【構成員】

- ・町内会及び自治会
- ・学校関係者
- ・東京都
- ・関係自治体
- ・受注者



【内容】

工事に関する情報提供、意見交換

○洪水調節池の現場見学会(企画中)



神田川・環状七号線地下調節池 現場見学会の様子

引き続き、工事説明会や連絡協議会により丁寧な説明を重ねさせていただきます

地域の皆様へ

東京都建設局河川部
東京都南多摩東部建設事務所

境川金森調節池事業における東京都の取組内容等について

日頃より、東京都の河川事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで開催いたしました境川金森調節池事業説明会等において皆様から頂いたご意見やご質問等を踏まえ、東京都における取組内容や主なご意見等に対する回答を整理いたしました。

本事業については、これまでご説明させて頂いた安全対策等の各種対策を講じるとともに、今後も地域の皆様との意見交換を行いながら、可能な限りご不便・ご面倒を掛けまいよう進めてまいります。

境川流域の治水安全度向上のため、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○皆様からの主なご意見等と東京都の取組内容や回答

(1) 計画関連

	皆様からのご意見等	東京都の取組内容やご意見等に対する回答
①	目標整備水準の1時間当たり65ミリ降雨対応とはどのような計画か。 また、1時間当たり65ミリ以上の降雨への対応は。	近年の集中豪雨の増加を受けて策定した「中小河川における都の整備方針（H24.11策定）」、「東京都豪雨対策基本方針（H26.6改定）」に基づき、境川では目標整備水準を1時間当たり65ミリ降雨に引上げ、河道50ミリ、流域対策10ミリ、調節池等5ミリの整備を図ってまいります。境川流域全体に1時間に65ミリの雨が降った場合を想定して計画しており、近年各所で発生している局地的かつ短時間の1時間当たり100ミリ相当などの集中豪雨に対しても、調節池は効果を発揮いたします。 また、整備水準を超えるような降雨時の対応は、調節池整備などのハード対策に加えて、迅速な避難行動に資する洪水ハザードマップや河川映像の公開、氾濫危険情報の発表などソフト対策により対応いたします。
②	なぜ調節池による整備が必要なのか。	河道の拡幅には、改めて沿川の用地買収が必要であり、既設の橋梁や水道等のライフライン等の架替等に多大な費用と時間を要します。一方、調節池整備は、公共用地を活用した整備が可能であり、用地確保の困難性を軽減出来、整備後、即時に事業効果を発揮できます。 また、調節池を整備することにより、下流の神奈川県管理区間の整備が完了しない段階においても、東京都管理区間の治水安全度を向上させることができます。
③	西田スポーツ広場に調節池を整備する理由と調節池の規模はどう決めたのか。	1時間当たり65ミリ降雨対策には、洪水の貯留に効果的な場所へ複数の調節池を一定区間ごとに分散配置していく必要があります。(総貯留量約76万トン) 境川金森調節池は、その1つであり、東京都管理区間において最も下流に整備する調節池となります。調節池は用地取得の必要のない公共用地に整備することを基本としており、西田スポーツ広場を所有する町田市の協力のもと当地に境川金森調節池を整備する方針としました。 境川金森調節池の規模は、下流の東京都管理区間最下流（鶴瀬橋上流）までの区間において、1時間当たり65ミリ降雨の際に境川に流出してくる洪水量を河道と調節池で分担し、貯留量を定めています。

	皆様からのご意見等	東京都の取組内容やご意見等に対する回答
④	境川金森調節池整備決定までの経緯を教えてください。	<p>境川金森調節池整備決定までの手続き等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月：都が「中小河川における都の整備方針」策定 ・平成25年9月：東京都建設局長から町田市長あてに調節池整備に伴う町田市所有地（西田スポーツ広場、境川クリーンセンター）の活用について協力を依頼。 ・平成25年11月：町田市長から東京都建設局長あてに協力する旨を回答。 ・平成26年度：基本設計において施設概要、施工方法等を検討。 ・平成27年3月：東京都知事と町田市長で「基本協定書」を締結。 <p>東京都は、整備場所の確定と施工内容等の概要が定まった後、平成27年9月に最初の事業説明会を開催し、地域の皆様にご説明させて頂きました。引き続き、地域の皆様への情報提供等を丁寧に果たしてまいります。</p>
⑤	河川整備計画に金森調節池の場所等が明記されていないのは河川法施行令に反するのではないかと。	<p>境川水系河川整備計画の策定（申請）時は、調節池の場所等が確定していなかったため、「整備内容は貯留量の総量」と「施行箇所は都管理区間」を記載し、計画に位置付けております。</p> <p>河川整備計画は、パブリックコメントや学識経験者の意見聴取などを経て、国の同意等所定の手続きを踏んで適正に策定しております。</p>
⑥	下流神奈川県管理区間の整備を進めてほしい。	<p>東京都では、平成29年3月に神奈川県に対し知事名で境川整備の促進要望を行いました。また、整備状況などの情報交換を行うなど、積極的に神奈川県と連携を図っております。引き続き、情報交換や要望を行うなど、整備促進に向け取組んでいきます。</p> <p>（以下、神奈川県回答）</p> <p>神奈川県は、都と同様、境川水系河川整備計画に基づき、概ね30年で管理区間全体を整備する予定です。整備にあたっては、予算を確保するとともに、用地買収等土地所有者のご理解をいただきながら、事業を進めていく予定です。</p>
⑦	境川を一級河川にして国が整備すればよいのではないかと。または、東京都の予算を神奈川県に渡せばよいのではないかと。	<p>下流の神奈川県管理区間は市街化しており、用地取得も要することから、例え、国が整備した場合や東京都の予算を神奈川県に渡したとしても急激に整備が進むことはあまり考えられません。</p> <p>なお、他の自治体の事務の処理に要する経費を負担することは、地方自治法で禁止されております。</p>
⑧	境川の護岸整備やその他の調節池等の状況はどのようになっているのか。	<p>境川（東京都管理区間）の護岸整備率は約98%ですが、下流の神奈川県管理区間の整備状況による流下能力に合わせ、流下量を抑制しています。</p> <p>当面、東京都管理区間の治水安全度を向上するため、境川金森調節池と境川木曾東調節池（町田市木曾東二丁目地内）の整備を進めるとともに、既設の境川鶴金橋上流遊水地（町田市金森七丁目地内）の効果的な活用方法について検討を進めています。</p>
⑨	川底を掘下げられない理由は何かと。	<p>下流の神奈川県管理区間には、狭窄部がある等現状の流下能力は1時間当たり30ミリ降雨程度となっています。中流の東京都管理区間で1時間当たり50ミリ降雨対応の河床に掘下げてしまうと下流で大規模な浸水被害が発生する可能性が生じます。</p> <p>河川管理者として人為的に災害の発生を助長するような行為は出来ません。</p>
⑩	流域対策（グリーンインフラを含む）はどのように考えているかと。	<p>流域対策（グリーンインフラを含む）は、雨水を流域で貯留・浸透させることで、川への流出抑制効果があります。調節池は、河川から洪水を直接取り込み、水位を低下させる効果があります。洪水への対応は双方の特性を活かし、適切な役割分担のもと実施していく必要があります。</p> <p>境川は平成26年6月に特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川に指定されており、雨水流出抑制が義務化されております。また、町田市では条例において一定規模の開発を図る際、貯留浸透施設の整備である流域対策の実施を義務付けております。</p>

(2) 工事関連 ※詳細については、工事施工業者が決まった後、工事説明会、地域連絡協議会（仮称）等でご説明いたします。

	皆様からのご意見等	東京都の取組内容やご意見等に対する回答
⑪	工事車両通行ルートは。	<p>大型車両が通行できること、特定の地域に負担が集中しないよう複数ルートを選定することを基本とし、町田市側・相模原市側の市道を通るルートを選定しております。</p> <p>なお、掘削土砂については、境川左岸側の河川管理用通路（サイクリングロード）の一部に設置するパイプコンベヤを使用し、鶴間橋付近でトラックに積替えて搬出します。</p>
⑫	工事車両通行ルート上の安全対策は。	<p>①工事車両通行ルート、工事現場出入口等に適切に交通誘導員を配置、②工事車両待機場所確保などにより通行ルートでの渋滞・駐停車なし、③通行ルート上の大型車両の相互通行抑制、④近隣学校等の登校等に配慮し、大型車両の現場出入り開始時間を朝9時以降に設定、⑤工事受注者による定期的な安全研修・訓練の実施、⑥地域の皆様との情報共有の場とする工事連絡協議会（仮称）の設置を行います。</p>
⑬	工事現場及び工事車両通行ルート上の騒音・振動対策は。	<p>法や規定等に基づく低騒音型・低振動型、排ガス対策型建設機械の使用、②工事敷地境界に防音パネルの設置、③工事車両通行時の法定速度順守、徐行運転の実施、④工事車両通行ルートの道路舗装工事（準備工事）の実施、⑤工事車両通行ルートにおける家屋調査の実施（工事前後）を行います。</p>
⑭	工事現場からの粉じん対策は。	<p>①工事現場から工事車両が出る際に車両洗浄の実施、②積荷が飛散する可能性がある工事車両における荷台シート養生、③工事現場内での散水等、周辺への粉じん飛散防止を行います。</p>
⑮	河川管理用通路（サイクリングロード）の歩行者・自転車対策は。	<p>①西田スポーツ広場前の金山橋及び河川管理用通路（サイクリングロード）の代替として仮設人道橋と迂回路の設置、②金山橋付近のトイレ撤去に伴う代替トイレの設置を行います。</p>
⑯	日々の工事の作業時間と作業工程、内容は。	<p>作業時間は9:00～17:00を想定しています（9:00以前に作業員の現場入場、準備等を行います）。作業工程、内容は、工事現場での看板の設置とともに、工事連絡協議会（仮称）等を通じてお知らせいたします。</p>
⑰	調節池本体工事前に行う準備工事とは。	<p>工事車両通行に伴う騒音・振動の軽減のため、工事車両通行ルート（町田市道（約900m）、相模原市道（約200m））の車道舗装改修工事です。</p> <p>調節池本体工事実施前に行う工事であり、一部を除き、低騒音舗装に打ち換えます。詳細については、工事説明会でご説明いたします。</p>
⑱	工事連絡協議会（仮称）の設置は。	<p>工事連絡協議会（仮称）は、地域の皆様等及び東京都が調節池工事に係わる情報や意見等の交換を行うことを目的に、今後、南多摩東部建設事務所に事務局を設置いたします。</p> <p>工事連絡協議会（仮称）のメンバーは、地元自治会、学校関係（保育園含む）、関係市、工事受注者を考えておりますが、開催時期、頻度、場所等を含め、詳細については、今後調整させていただきます。</p>

(3) その他

	皆様からのご意見等	東京都の取組内容やご意見等に対する回答
①9	工事実施時のスポーツ広場の代替機能は。	代替機能については、引き続き町田市と協力し、対応してまいります。 現状では同規模の広場を確保することは非常に困難な状況です。 防災訓練やお祭りなどの地域行事については、小中学校のグラウンドや公園が利用できないか、各施設管理者にご相談が可能であります。 スポーツ利用については、学校開放の制度を利用し、各学校開放運営委員会を紹介することが可能です。また、相模原市や大学、企業のグラウンド等が利用できないか調整を図っております。
②0	工事完了後の上部利用はどうなるのか。	調節池整備後の利用計画は、所有者である町田市が今後、検討することとなっています。

※これまでの説明会時配布資料等は、東京都南多摩東部建設事務所ホームページに掲載しています。

(URL : <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/nantou/kouji/kasen-seibi.html>)

<問い合わせ先>

- 調節池の計画等に関する事 東京都建設局河川部計画課 TEL 03-5320-5415
- 調節池の工事等に関する事 東京都南多摩東部建設事務所工事課 TEL 042-720-8676

境川金森調節池事業説明会の議事要旨

1 開催概要

日 時	平成29年10月8日（日曜日）午後2時00分～午後5時00分
場 所	町田市南市民センター内ホール
参加者数	58名

2 主なご質問・ご意見と回答（要旨）

※複数の方から頂いた同様の質問については、集約して記載しています。ご了承願います。

(1) 事業計画等について

ご質問・ご意見	回答
境川金森調節池は本当に効果があるのか。	現在の流域対策を含む概ね 60 ミリ計画では 1 年に 10%の確率で発生する降雨規模に対応することを目標としております。これに、調節池整備により 5 ミリアップすると 5%の確率で発生する降雨規模まで対応できるようになります。また、シミュレーションの結果では、都内において昭和 49 年以降の水害統計による水害を受けた 113 降雨のうち、レベルアップ整備により 111 降雨で川からの溢水を防ぐ効果が期待できます。
資料 5 の境川金森調節池の効果は概ね 5 ミリではなく概ね 1 ミリではないのか。	境川金森調節池は当地より下流の都県管理境までの区間を対象としており、この区間に流入する 5 ミリ分の降雨を調節池で貯留します。そのため、境川金森調節池の整備による効果は概ね 5 ミリとなります。 (補足説明) 前回 8 月の説明会の資料については、南多摩東部建設事務所のホームページを参照して下さい。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/nantou/kouji/kasen-seibi.html)
なぜ西田スポーツ広場に調節池を整備するのか。より危険な上流に作れば良いのでは。	調節池の整備は下水道や支川からの流入状況に応じ、区間を定めており、その区間毎に調節池の配置を計画しております。そのため、西田スポーツ広場だけでなく上流にも調節池の整備を計画しております。
調節池が一杯になるのに約 2 時間を要すると説明しているが、本当は 74 分ではないか。	境川金森調節池への流入については、常に 34m ³ /s をカットするということではありません。34m ³ /s は最大カット量であり、降雨量が 65 ミリの最大時に入流する量です。降雨量は時間の経過とともに変わり、それに伴って洪水の流下量や調節池への流入量も増減することから、河川計画上、調節池一杯になるのは約 2 時間との結果となります。
100 ミリ降雨の際に境川金森調節池が一杯になったらどうするのか。	計画を超える規模の豪雨に対してハード対策ですべてを救うことは困難であります。そのため、ソフト対策と合わせて豪雨に対応していく必要があります。 (補足説明) 計画を超える豪雨に対しても調節池の貯留により被害軽減に寄与します。また、調節池整備は、境川流域全体に時間 65 ミリの雨が降る想定で計画しているため、局地的かつ短時間の集中豪雨であれば、時間 65 ミリ以上の降雨にも対応は可能です。
河床を掘削すれば良いのではないか。	下流神奈川県管理区間の流下能力以上に東京都管理区間の流下能力を上げると、下流県管理区間で溢水などの水害を引き起こす原因となります。人為的に災害を助長するような行為は河川管理者としてできません。

ご質問・ご意見	回答
河川整備計画に本調節池が明記されていないことは河川法の趣旨に反していないか。整備計画を作り直してほしい。	河川整備計画のパブリックコメントを実施した時点、またその後の国土交通省に同意申請した段階では、まだ場所が確定されていなかったため、本調節池の場所は河川整備計画に明記されておりませんが、都管理区間において整備する調節池の総貯留量と区間を明記しております。場所を明記できない場合、計画策定時点で記載可能な内容とすることは法令に違反していないと考えております。なお、境川金森調節池の整備は河川整備計画の記載内容に逸脱したものではないので見直しは考えておりません。
調節池を整備することについて、なぜ計画の話が挙げた段階で事前に住民に説明しなかったのか。	事業者として整備箇所や構築する構造物の大きさ、施工方法などの方向性を定めないと責任を持った説明ができないため、平成26年度の町田市との基本協定締結や基本設計実施後である平成27年9月に最初の事業説明会をさせて頂いた次第です。
局長、市長は境川金森調節池について地元から反対意見が出ていることは知っているのか。	説明会でのご意見等については、局長や市長など上司に間違いなく伝えております。
この調節池は神奈川県のための整備ではないのか。	境川金森調節池の治水上の効果は当地より下流の都県管理境までであり、その下流側の神奈川県管理区間では、本調節池の貯留効果は及ばず安全度は向上しません。 そのため、下流側の神奈川県のための整備ではなく、東京管理区間、町田市の皆様の安全度を高めるための調節池です。
神奈川県の子後の整備予定を具体的に提示してほしい。	8月5日の神奈川県からの説明でもあったように、いつどこでの程度までといった具体的な整備スケジュールは確定していないと思います。現時点では県管理区間全体の整備は概ね30年となっております。今後、事業進捗にあわせ、明らかにされていくものと思われます。 (補足説明) 前回8月の説明会の資料については、南多摩東部建設事務所のホームページを参照して下さい。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/nantou/kouji/kasen-seibi.html)

(2) 工事全般について

ご質問・ご意見	回答
工事車両の通過により事故が起きるのではないかと。また、振動が発生するのではないかと。	工事車両通行に対する安全対策として、皆様のご意見を踏まえ、土砂搬出についてパイプコンベヤを適用するなど市道通行車両の削減を行うこととしております。また、これまでの説明会での説明どおり、交通誘導員を適所に配置するなど安全対策を実施します。 また、振動対策についても、皆様のご意見を踏まえ、調節池工事着手前に工事車両通行ルート of 車道舗装改修を実施するなど振動対策を実施します。
工事契約の相手や契約金額等が既に決まっているのではないかと。	これから契約手続きに入るため、工事受注者や契約金額等は決まっておりません。
過去に行っていた工事で、現場に掲げている工事看板の内容が不明慮だったので、目的等ちゃんと書いてほしい。	過年度工事のお知らせについて至らなかった点については、今後しっかりと対応させていただきます。

(3) その他

ご質問・ご意見	回答
なぜ説明会が今日になったのか。	<p>前回 8 月の説明会は、これまでの説明会でのご意見に対する境川金森調節池等の詳しい説明と神奈川県による県管理区間における整備状況等について説明を行わせていただきました。これまでの説明会でいただいた意見と境川の現況や昨今の出水状況から、できるだけ早期に境川の治水安全度を向上させる必要があることなどを踏まえて庁内で検討した結果、境川金森調節池の取水開始目標である平成 36 年度に調節池の効果を発揮させていくことが必要であり、そのためには年度内の工事着手が必要だと判断しました。工事の契約手続き前に地域の皆様に説明をさせていただきたいと考え、また、会場確保の都合や地元小学校の運動会日程等に配慮した上、本日の開催とさせていただきます。</p>
配布資料 5 の 65 ミリの標記は流域対策を含むものであるから、そのことを明記してほしい。	<p>流域対策を含めて 65 ミリであることが分かる標記に修正します。 (補足説明) 配布資料 5 は「境川金森調節池の効果」を標記したものであり、修正版については南多摩東部建設事務所のホームページに掲載しています。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/nantou/kouji/kasen-seibi.html)</p>
下流側の神奈川県と連携や話し合いはしていないのか。	<p>今年の 3 月に知事名で、神奈川県管理区間の早期改修を求める要望書を出しております。 (以下、補足説明) 神奈川県とは整備状況などの情報交換を行うなど、積極的に神奈川県と連携を図っております。引き続き、県管理区間の整備促進に向け取り組んでいきます。</p>
スポーツ広場の代替地を探しているのか。	<p>お祭り等の地域行事については、町田市の小中学校のグラウンドを活用していただけるように、所定の手続きを申し込んでいただくことが基本になると考えております。また、都で所有している鶴金橋上流遊水地の活用など検討を進めております。スポーツ利用については半径 5km 以内において 20 を超える大学等と協議をしてきております。西田スポーツ広場と同じ広さ等を確保することは困難であります。今後も最大限努力していきたいと思っております。ただし、代替機能の確保が工事の着手条件とは考えておりません。</p>
西田スポーツ広場は大きな災害があったときの重要な避難場所である。そこが使えなくなることは不安である。	<p>町田市の地域防災計画において、西田スポーツ広場は応急仮設住宅建設が可能な用地として想定されておりますが、災害があったときの避難場所としては指定されておられません。そのため、避難については別の場所に避難していただくような指示になるかと思えます。</p>
(7月13日付西田町内会長外連名の町田市長宛の境川金森調節池事業に関する) 要請書の回答に「東京都に伝える」と記載していたが、いつ、だれに報告したのか。	<p>町田市下水道部次長より東京都建設局河川部中小河川計画担当課長へ地元から提出していただいた要請書を 8 月にお渡しし、地元の方々から要望をいただいている旨を伝えております。</p>
前回 8 月の説明会で相模原市の土地について調節池整備の提案をしたが、検討結果を回答してほしい。それでは、提案した土地の対岸側はどうか。	<p>調節池に水を溜めるためには川より低いところに調節池を設置する必要がありますが、当該地は境川よりも 10m 程度高く、大規模な土留めが必要となります。また、がけ地は貴重種を含む緑地となっているため、その保全も必要であることから、調節池の整備には不向きと考えております。 対岸側については改めて調査させていただきます。</p>
調節池整備により土地の価格が下落した場合、補償してくれるのか。	<p>土地の価格について我々が判断することではありません。 地域の住環境への影響を極力低減するために、安全対策、騒音・振動対策を実施してまいります。</p>

ご質問・ご意見	回答
今回の説明会の通知はどの範囲で行っているのか。	これまでの説明会と同様、説明会開催のお知らせチラシは、金森5、6丁目の全域、金森3、4丁目、南町田1丁目の一部（西田町内会、西田団地自治会の全部、町谷町内会の一部）に各戸配布しております。
議事録を町内会回覧等してほしい。	本日の説明会の議事については整理し、（町内会長・自治会長と相談の上、）回覧することといたします。 （以下、補足説明） 議事録（速記録など）では量が膨大となり、内容がしっかり伝わらない可能性が懸念されます。このため、議事要旨をとりまとめたものを公表することとしました。なお、議事要旨として整理する際には、みなさまから頂いたご質問・ご意見の主旨を概ね記載するよう努めました。
説明会の開催を町田市での広報に載せてもらうことはできないか。	「広報まちだ」は毎月1日、15日に発行しているので、編集期日（発行日の約5週間前）に間に合うスケジュールであれば掲載は可能です。
地元住民と町田市で境川金森調節池が本当に必要か、話し合いがしたい。	町田市と地域の皆様が話し合いをすることは可能ですが、東京都で行う事業であるため、事業実施の可否については判断する立場にないことをご承知いただきたい。
上流の小山地区や忠生地区を含めてシンポジウムあるいは合同説明会を開いてほしい。	シンポジウム等については要望として承ります。
西田橋下流で行われた大和市側の土地区画整理事業の際に造成地で余ったブロック等を河川に投げ込んでいた。	現場や経緯について調べさせていただきます。
鶴間橋の右岸側で盛土や張芝をしているがあれは何か。	（これまでの1時間当たり30ミリ降雨対応護岸から50ミリ対応護岸の整備を行っている工事ですが、）元々両側に設置していた緩傾斜護岸勾配を急勾配にした護岸に改修しております。本工事では右岸側に盛土を設置し、河積を工事前と同様にしております。張芝は洪水による土の浸食を抑えるためのものです。
ハザードマップは何のためにあるのか。	水害時等における人命を最優先に考えた避難に活用するためのものです。
グリーンインフラ（流域対策）をどのように市民に浸透させるのか。	町田市では雨水浸透ますについて昨年度から設置の補助制度を開始しており、（「広報まちだ」などで）普及を促しております。
河川法12条について説明してください。	※説明会では回答していない項目でしたので、議事要旨にて回答します。 （河川法12条） 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。 2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。 3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。 4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。 上記のとおり、河川台帳に関する記述です。

※説明会時配布資料等は、東京都南多摩東部建設事務所ホームページに掲載しています。

（URL：<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/nantou/kouji/kasen-seibi.html>）

<問い合わせ先>

- 調節池の計画等に関する事 東京都建設局河川部計画課 TEL 03-5320-5415
- 調節池の工事等に関する事 東京都南多摩東部建設事務所工事課 TEL 042-720-8676